

2 (4) 証人尋問等

捜査・公判における手続の非対面・遠隔化
(2(4) 証人尋問等)

方策の導入

- ① ビデオリンク方式による証人尋問について、現行の法律・規則が定める場合・場所以外でも実施することができるものとするか。
 - ② 通訳・鑑定・検証について、ビデオリンク方式により実施することができる旨の規定を設けるものとするか。
- * 「ビデオリンク方式」とは、対面していない者との間で、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話を行うことができる方法を指す。

【検討課題】

1 証人尋問

(1) 必要性

(2) 許容性（憲法82条1項、37条1項・2項前段との関係）

(3) 実施要件の在り方

- ・ 実施要件を新たに追加するか、包括的に規定するか。

(4) 証人の所在場所の規律

2 通訳・鑑定・検証

(1) 必要性

(2) 許容性

(3) 必要となる法的措置

3 その他

【関連条文】

○ 刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）

第二百二十八条 裁判所は、事実発見のため必要があるときは、検証することができる。

第二百五十七条の六 裁判所は、次に掲げる者を証人として尋問する場合において、相当と認めるときは、検察官及び被告人又は弁護人の意見を聴き、裁判官及び訴訟関係人が証人を尋問するために在席する場所以外の場所であつて、同一構内（これらの者が在席する場所と同一の構内をいう。次項において同じ。）にあるものにその証人を在席させ、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話を行うことができる方法によつて、尋問することができる。

- 一 刑法第七十六条から第七十九条まで若しくは第八十一条の罪、同法第二百二十五条若しくは第二百二十六条の二第三項の罪（わいせつ又は結婚の目的に係る部分に限る。以下この号において同じ。）、同法第二百二十七条第一項（第二百二十五条又は第二百二十六条の二第三項の罪を犯した者を幫ほう助する目的に係る部分に限る。）若しくは第三項（わいせつの目的に係る部分に限る。）若しくは第二百四十一条第一項若しくは第三項の罪又はこれらの罪の未遂罪の被害者
 - 二 児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第六十条第一項の罪若しくは同法第三十四条第一項第九号に係る同法第六十条第二項の罪又は児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成十一年法律第五十二号）第四条から第八条までの罪の被害者
 - 三 前二号に掲げる者のほか、犯罪の性質、証人の年齢、心身の状態、被告人との関係その他の事情により、裁判官及び訴訟関係人が証人を尋問するために在席する場所において供述するときは圧迫を受け精神の平穩を著しく害されるおそれがあると認められる者
- ② 裁判所は、証人を尋問する場合において、次に掲げる場合であつて、相当と認めるときは、検察官及び被告人又は弁護人の意見を聴き、同一構内以外にある場所であつて裁判所の規則で定めるものに証人を在席させ、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話を行うことができる方法によつて、尋問することができる。
- 一 犯罪の性質、証人の年齢、心身の状態、被告人との関係その他の事情により、証人が同一構内に出頭するときは精神の平穩を著しく害されるおそれがあると認めるとき。
 - 二 同一構内への出頭に伴う移動に際し、証人の身体若しくは財産に害を加え又は証人を畏怖させ若しくは困惑させる行為がなされるおそれがあると認めるとき。
 - 三 同一構内への出頭後の移動に際し尾行その他の方法で証人の住居、勤務先その他その通常所在する場所が特定されることにより、証人若しくはその親族の身体若しくは財産に害を加え又はこれらの者を畏怖させ若しくは困惑させる行為がなされるおそれがあると認めるとき。
 - 四 証人が遠隔地に居住し、その年齢、職業、健康状態その他の事情により、同一構内に出頭することが著しく困難であると認めるとき。
- ③ 前二項に規定する方法により証人尋問を行う場合（前項第四号の規定による場合を除く。）において、裁判所は、その証人が後の刑事手続において同一の事実につき再び証人として供述を求められることがあると料する場合であつて、証人の同意があるときは、検察官及び被告人又は弁護人の意見を聴き、その証人の尋問及び供述並びにその状況を記録媒体（映像及び音声を同時に記録することができるものに限る。）に記録することができる。

④ 前項の規定により証人の尋問及び供述並びにその状況を記録した記録媒体は，訴訟記録に添付して調書の一部とするものとする。

第一百七十一条 前章の規定は，勾引に関する規定を除いて，鑑定についてこれを準用する。

第一百七十八条 前章の規定は，通訳及び翻訳についてこれを準用する。

○ 刑事訴訟規則（昭和23年最高裁判所規則第32号）

第一百七条の三 法第一百五十七条の六第二項の同一構内以外にある場所であつて裁判所の規則で定めるものは，同項に規定する方法による尋問に必要な装置の設置された他の裁判所の構内にある場所とする。